

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、松田委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

1、市の総合企画及び男女共同参画、地域振興、地方行財政、消防及び防災、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事項についてを議題といたします。

初めに、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 総合政策部所管の業務概要につきまして、御説明申し上げます。

初めに、総合政策部の組織でございますが、政策調整課、秘書課、財政課、広報広聴課、公立大学課、旭川大雪圏東京事務所の計6つの課で構成しております。職員数につきましては、男性38名、女性9名の合計47名となっております。このほか、政策調整課付で内閣府への派遣職員が2名、中核市市長会東京事務所への派遣職員が1名、公立大学課付で公立大学法人旭川市立大学への派遣職員が2名おります。

続きまして、総合政策部の主な事業につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明申し上げます。

初めに、21ページを御覧ください。1の旭川市まちづくり基本条例についてでございます。本条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりをさらに進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定したものであり、平成26年4月から施行されております。

次に、23ページに移りまして、2の第8次旭川市総合計画についてでございます。目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向け、目指すべきまちの方向性を示す5つの基本目標と13の基本政策を掲げております。また、人口減少の抑制と魅力的な地域づくりを効果的かつ集中的に推進するため、現在は、まちの未来を担う「こども」、まちなぎわいと活力を生む「しごと」、まちなぐもりを支える「地域」に視点を当て、重点的に取り組む3つのテーマとして設定し、計画の着実な推進に向けて取組を進めております。総合計画における基本構想及び基本計画の期間については、いずれも平成28年度から令和9年度までの12年間でございますが、基本計画については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、原則4年ごとに見直すこととしており、現在、見直しを進めているところでございます。

次に、29ページに移りまして、3の広域行政の推進についてでございます。上川中部1市8町や道北地域の振興を図るため、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンなどに基づき、行政の効率化とサービス向上などに努めております。

次に、5の旭川大雪圏プロモーション事業についてでございます。連携中枢都市圏の中心市として、周辺町と連携して、イベント開催などにより首都圏におけるプロモーション活動を展開するものでございます。

次に、30ページに移りまして、7の旭川市立大学運営事業についてでございます。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、公立大学法人旭川市立大学の運営に係る取組を進め

るものでございます。

次に、8の市有施設補修事業についてでございます。市内の小規模事業者への発注拡大により、市内経済の活性化を図るとともに、限られた財源を有効活用するため、緊急性や優先性などについて全庁的な視点から判断し、発注しております。

次に、9の広報活動についてでございます。広報誌の発行をはじめ、テレビ、ラジオやホームページ、フェイスブック等の各種メディアを活用した広報活動のほか、目の不自由な方を対象に声の広報や点字広報誌を発行しております。

次に、31ページに移りまして、10の広聴活動についてでございます。旭川未来会議2030、旭川未来創造ポスト、市民アンケート調査などを通じて、市民ニーズなどを把握し、市政に反映させる取組を進めております。

以上、簡単ではありますが、総合政策部の主な事業の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 行財政改革推進部所管の業務概要につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、組織でございますが、行財政改革推進部は、行政改革課、情報政策課、公共施設マネジメント課の3課で構成されており、令和4年度までは総務部に所属しておりましたが、今年度より新たな部として設置されたところでございます。また、DX、デジタルトランスフォーメーション推進のため、令和4年度からCDO、最高デジタル責任者を外部から登用し、設置をしているところでございます。また、行財政改革推進部の職員数でございますけれども、男性20名、女性5名の合計25名となっているところでございます。

続きまして、主な事業につきまして御説明を申し上げたいと思います。

市政のあらまし行政編の33ページを御覧いただきたいと思います。11、行財政改革の推進でございますが、これは、令和2年に策定いたしました旭川市行財政改革推進プログラム2020に基づき、効果的で効率的な行政運営、持続可能な財政運営、多様な主体との連携・協働によるまちづくり、職員の能力及び組織力の向上の4つの視点に沿った取組を進めているところでございます。なお、このプログラムにつきましては、今年度改訂を予定しているところでございます。

次に、12、業務改善の推進でございますが、1、職員業務改善につきましては、職員自らが積極的に業務改善を行う組織風土の醸成に向けて、職員業務改善推進制度、アイデアポストの運用管理を行ってございます。

続いて、34ページに移ります。2の業務改善推進事業につきましては、AI、RPAなどのICTツールを活用いたしまして、市民サービスの向上や職員の業務効率化を推進するものでございます。

次に、13、電子市役所の構築でございますが、1、電子市役所推進事業につきましては、DX推進の統括としてCDOを設置し、庁内のDXの取組を推進するものでございます。

次に、2、中央情報システムの活用につきましては、事務の効率化や市民サービスの向上を図るためにコンピューターの活用を推進するもので、住民記録、税、年金、国民健康保険等に関する各事務において、必要なシステムの運用などを行っているところでございます。

続いて、35ページになります。3、業務システムの最適化でございますが、旭川市業務システ

ム最適化計画に基づき、本市の基幹系業務システムを国が示す標準準拠システムに移行するもので、今年度は一部システムを、デジタル庁が調達するクラウドサービスでありますガバメントクラウドへの移行を予定しているところでございます。次に、情報共有化の促進につきましては、全庁ネットワークの運用管理や事務用パソコン等の管理を行い、情報共有環境の整備を図るとともに、コンピューターウイルス等の不正プログラムや不正アクセスなどから本市の情報資産を守るため、セキュリティ対策用の機器を設置するなどの必要な対策を行っているところでございます。

次に、5、文書管理・電子決裁システム推進につきましては、行政のデジタル化やペーパーレス化を推進するため、令和4年末に運用開始をいたしました文書管理・電子決裁システムの運用管理を総務部と連携して行うものでございます。

次に、6、ブロードバンド整備につきましては、地域間情報格差を是正するため、ブロードバンド未整備地域に光ファイバー等の高速通信網を整備するものでございます。

最後に、36ページになります。14、公共施設等管理推進事業でございますが、これは、公共施設マネジメントを効率的に推進するため、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第1期アクションプログラムの取組として、施設保有量の最適化や施設の適切な維持管理を進めるものでございます。

以上、行財政改革推進部の主な事業概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○片岡女性活躍推進部長 女性活躍推進部所管の業務概要につきまして、説明申し上げます。

女性活躍推進部は、令和5年4月に新設した組織で、女性活躍推進課のみの1部1課の構成です。職員数は、部長以下女性6名、男性2名の合計8名、その他、相談員などの会計年度任用職員が4名です。業務については、令和4年度の総合政策部女性活躍担当の業務を中心とし、子育て支援部から女性相談に係る業務を、市民生活部から市民参加推進業務を移管し、男女共同参画、また女性活躍の実現に向けて総合的に各種事業を所管しております。

続きまして、市政のあらまし行政編の37ページを御覧ください。15、男女共同参画の推進についてです。第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に基づきまして、男女共同参画社会の実現に向け、出前講座などの啓発事業をはじめとする各種取組を実施しております。令和6年1月、パートナーシップ制度導入を目指して準備をしています。また、誰もが自分らしく活躍し、多様性を実感できる社会を実現するため、性的マイノリティーの方への相談体制の整備や支援に取り組んでまいります。

次に、16、女性活躍・ワークライフバランス推進事業についてです。企業向けの支援、研修会の開催、働く女性のネットワーク形成や市民意識の調整に向けた啓発など、女性活躍を実現するための基盤づくりに取り組んでまいります。

次に、38ページを御覧ください。17、女性デジタル人材・起業家育成事業は、今年度からの新規の事業です。女性が経済的に自立し、意欲と能力を生かし、ライフステージに応じて活躍できるよう、デジタルスキルの習得や就労支援など、デジタル社会に対応した女性の就労や起業を促進してまいります。

次に、18、女性相談についてです。複雑で深刻化する問題を抱えた女性を支援しております。女性が安心して生きやすい社会を実現するため、女性相談員による相談のほか、民間団体のノウハウを生かした積極的な働きかけ、いわゆるアウトリーチで支援する相談体制を整備するとともに、

あわせて、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の支援を実施しています。

次に、19、母子生活支援についてです。旭川隣保会トキワの森では、母子の保護とその自立を支援しておりまして、定員は30世帯でございますが、7月1日現在で20世帯が入所しております。また、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し、市内の一部の施設で助産を実施しております。

最後に、20、市民参加の推進についてです。男女共同参画の実現には、政策や方針決定のプロセスに女性の参画を拡大していくことが不可欠です。附属機関等の委員の女性の割合を上げて、市民参加の女性参画を強く推進し、多様な意見を公平、公正に反映できる環境を整えてまいります。

以上、女性活躍推進部の所管業務の説明といたします。

○三宅地域振興部長 地域振興部が所管します業務につきまして、御説明申し上げます。

初めに、部の組織でございますが、地域振興課、都市計画課、空港政策課の3課で、構成職員数は、本年7月1日現在、合計35名であります。

続きまして、主な事業の概要につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明申し上げます。

初めに、40ページを御覧ください。21、中心市街地活性化推進事業におきましては、旭川市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民や事業者とともに、まちなかのにぎわいにつながる取組を進めるほか、駅前広場では、民間事業者への貸出しのほか、冬季にゆっきリンクを設置するなど、官民併せて中心部のにぎわいづくりを行っております。

続きまして、22、移住促進事業では、本市の魅力をPRし、関連情報を提供するほか、官民連携により移住相談や移住体験機会の提供などの取組を行っております。

続きまして、23、飲用水等確保対策事業では、水道未普及地域において、安全で安心な飲用水等を確保するため、地域の特性に応じた支援を行う事業であり、令和5年度は、水道事業が未設置の地域等において、飲用水等の確保が困難な市民に対し、給水設備等を設置する費用の一部を補助してまいります。

続きまして、41ページからの24、都市計画でございます。本市では、都市計画区域や用途区域を定め、都市計画法に基づく事務を行っております。令和5年度は、平成29年度に策定いたしました旭川市立地適正化計画の見直しを行っております。

また、43ページ、7、景観づくりの推進を御覧ください。都市計画の取組の一環といたしまして、旭川らしい個性豊かな景観づくりを推進するため、景観に関する普及啓発や、市民、事業者等と行政が連携しながら、市内中心部における旭川街あかりイルミネーションの設置なども行っております。

続きまして、45ページ、25、宅地開発指導行政におきましては、都市計画区域内での宅地造成などにおいて、道路などの整備や災害の防止、環境の保全を図るため、都市計画法に基づき、規制や指導等を行っております。

続きまして、48ページとなります。27、優良建築物等整備事業につきましては、市街地の環境整備や良好な市街地住宅の供給等の推進を目的とする事業であり、現在、令和2年度から、中心市街地の1条通7丁目に立地しております旧エキスビルを解体し、商業施設等を併設した共同住宅を建設する事業者に対し、建設費の一部を補助しております。

続きまして、49ページから50ページとなります。29、公共交通の確保及び利用促進であり

ます。本市においては、公共交通の維持、確保及び利用促進を図るため、バス路線への支援や、路線バス乗務員の確保に係る補助、またユニバーサルデザインタクシーの導入補助などを行っているほか、令和5年度は、平成30年度に策定いたしました旭川市地域公共交通網形成計画の見直しを行ってまいります。また、JR北海道の鉄道事業見直しの課題に対し、北海道や沿線自治体と連携しながら、路線維持に向けた協議、また、利用促進を行っております。

続きまして、50ページからとなります30、旭川空港についてであります。旭川空港は、本市が空港管理者となっている特定地方管理空港であります。空港施設の所有権を市に残したまま、維持管理運営を民間事業者が行うコンセッション方式を道内6空港とともに導入しており、2020年10月からは、北海道エアポート株式会社が滑走路などの空港施設やターミナルビルなどの運営を上下一体化して実施しております。

次に、51ページ、空港の利用状況であります。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時便、チャーター便を含めて国際線の運航がなかったことに加え、国内線の乗降客数の実績も減少しておりましたが、今年に入り、台北便が復便するなど、徐々に回復傾向にあり、アフターコロナに向けた利用状況の回復が今後の課題となっております。

続きまして、52ページ、2、空港整備事業であります。都市としての拠点性を高め、より一層の交流を促すため、空港施設整備の実施と更新投資に係る費用負担を行うものであり、不法侵入対策として侵入警戒センサーを設置するための工事を行うほか、旭川空港の運営者である北海道エアポート株式会社が行う誘導路改良工事等に対し、負担金を支出しております。

続きまして、31、航空路線確保対策事業におきましては、国内・国際航空路線の維持や拡充を図るため、旭川空港の利用活性化に向けたPR活動などを行っております。

以上、地域振興部に関わる主要な事業の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇和田総務部長 総務部所管の業務概要につきましては、それぞれ担当する部長から説明を申し上げます。

初めに、組織でございますが、総務部には部長のほか、庁舎建設の事務を担当する庁舎建設担当部長、職員団体との交渉事務及び契約事務を担当する総務監の部長職を置いておまして、総務課、管財課、庁舎建設課、人事課、職員厚生課、契約課、工事検査課の7課を設けてございます。

次に、職員数は、市政のあらましの54ページを御覧いただきたいと存じますが、54ページの(2)の部局別の現員数という表がございます。この表の上から7番目になりますが、令和5年4月1日現在における総務部の現員数は84名となっております。

次に、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

53ページの32、職員の状況でございます。2、職員数及び給料につきましては、(1)の表で職員定数及び現員数の推移をお示ししております。表の一番右が令和5年4月1日現在の派遣や休職中等の職員を除いた現員数で、2千905人となっております。次に、55ページに移りまして、(4)の表に補職別人員数、給料月額及び平均年齢をお示ししております。表の一番右下にございます令和5年4月1日現在における全職員の平均給料であります。33万276円、平均年齢が42歳6か月となっております。

次に、56ページに移りまして、3、職員研修制度でございます。職員研修体系につきましては、

自己啓発、職場研修、職場外研修を3つの柱に、各種研修を実施しております。

次のページの33、職員採用プロモーション事業につきましては、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応する人材確保のため、合同就職説明会に参加するなど、職員採用試験の受験者を集める取組を行うものでございます。

次に、34、私立専修学校への補助につきましては、私立学校教育の振興と充実を図るため、私立専修学校に対して、教材教具の充実や教職員の研修などに要した経費の一部を補助するものでございます。

次に、35、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の財源に充てるため、令和2年6月に設置し、積立てを行っているものでございまして、令和4年度末の残高は1億8千606万9千円でございます。

次に、恐縮でございますが、所管施設につきまして、市政のあらまし施設編に沿って御説明を申し上げます。

施設編の5ページから6ページにかけまして掲載しておりますのが、新庁舎でございます。各庁舎は、6ページの上段(5)の表のとおりでありまして、民間から借り上げているセントラル旭川ビル、フィール旭川を含め、合計6か所を庁舎として使用してございます。

7ページの7、7条駐車場につきましては、鉄筋コンクリート造地下2層式の公共駐車場で、指定管理者制度を導入し、現在、株式会社旭川振興公社が指定管理者となっているところでございます。

次に、同ページ8、職員会館につきましては、市職員福利厚生会が会員の福利厚生施設として設置し、運営している施設でございます。

以上でございます。

次に、庁舎建設担当部長より御説明を申し上げます。

○田村総務部庁舎建設担当部長 庁舎建設課で実施しております事業につきまして、御説明申し上げます。

市政のあらまし行政編の58ページのほうを御覧いただきたいと思っております。まず初めに、一番上、36、庁舎建設整備基金積立金でございます。これは、庁舎整備に必要な資金を確保するため、平成10年度に基金を設置し、積立てを行ってきたもので、令和4年度末の残高は8億2千870万2千円、本年度は451万7千円の積立てを予定しておりますが、積立金の一部を事業費に繰り入れることから、本年度末の残高は3億7千62万9千円となる見通しでございます。

次に、37、庁舎整備推進事業でございます。これは、本年11月の開庁を予定しております新庁舎建設の工事等に関する取組を行うもので、本年度は、最終年度となる本体建設工事のほか、現庁舎の解体設計などを進めてまいります。

次に、38、新庁舎開庁準備事業でございます。これは、新庁舎での業務を円滑に始められるよう、引っ越し等の移転業務や什器類購入といった新庁舎開庁に向けた準備を計画的に進めていくほか、開庁関連イベントを実施するものでございます。

1つ飛びまして、40、第二庁舎大規模改修事業でございます。これは、第三庁舎の建築部、土木部等が第二庁舎へ移転する予定ですが、これに先立ちまして、レイアウト変更などの改修工事を実施するものでございます。

庁舎建設に関わる説明は以上でございます。

以上が、総務部の主な概要でございます。よろしく願い申し上げます。

○河端防災安全部長 それでは、防災安全部が所管する業務概要につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、防災安全部の組織でございますが、防災課、交通防犯課の2課で構成しております。職員数につきましては、本年7月1日現在、男性14名、女性3名、合計17名となっております。

続きまして、防災安全部の主な事業につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明を申し上げます。

61ページの42、防災を御覧ください。1、防災施設等整備事業につきましては、旭川市地域防災計画に基づき、備蓄食料の更新や増強、災害時避難場所標識の設置や改修など、防災体制の強化を進めているものでございます。

次に、2、コミュニティ防災資機材等整備事業につきましては、自主防災組織の結成や育成に関わる講習や訓練を行うことで、防災意識の高揚を図るとともに、大規模災害が発生した場合、市民自らが災害情報の伝達や避難誘導などが行える体制づくりの支援を行うものでございます。このほか、資料にはございませんが、本年11月に防災課の事務室が新庁舎に移転することに合わせて、J-ALERTをはじめとする防災関連システムなどの移設、更新を予定しております。

次に、同じページの下段、43、交通安全・防犯を御覧ください。1、交通安全対策推進につきましては、地域や関係機関・団体と連携し、各世代に応じた交通安全教室などを開催することで、市民の交通安全意識を啓発し、交通事故の防止を図るものでございます。

次に、62ページの2、交通安全市民大会につきましては、上川総合振興局や北海道警察旭川方面本部と連携を図りながら、毎年7月に飲酒運転根絶の日上川地区決起大会と合同で開催しており、交通事故のないまちづくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚を図るものでございます。今年は、先週の13日に大雪クリスタルホールで開催し、170名の参加をいただいております。

次に、飛んで5、地域安全活動推進事業につきましては、市民や関係団体による自主的な防犯活動の支援や、街頭防犯カメラの設置、運用、暴力団の排除、悪質な客引きの防止を推進するなど、安全で安心なまちづくりを目指す取組を進めております。

以上、簡単ではありますが、防災安全部が所管する主な事業の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○松尾消防長 消防本部所管の業務概要につきまして、お手元の市政のあらまし行政編に沿って御説明申し上げます。

64ページを御覧ください。1、消防力の現況ですが、(1)の表は、所属別、階級別の職員数を表しております。所属につきましては、本部5課と消防署4署で構成しており、職員数は、本年4月1日現在で404人でございます。なお、平成26年4月から上川町及び鷹栖町の消防事務を受託しておりまして、それに伴いまして、両町にそれぞれ職員を配置しております。次に、(2)消防車両の現勢及び配置状況でございます。本年4月1日現在、消防団車両を除きます、保有する消防車両台数は、表左側の支援車から指揮隊車までの災害活動用車両が35台、救急車が19台、査察車などその他の車両が20台の合計74台となっております。次に、(3)市内にあります消防水利施設の現状でございますが、表右側の計の欄にありますとおり、公設の消防水利は、水道消

火栓が2千632基、防火水槽が143基の合計2千775基となっております。

次に、65ページを御覧ください。2、火災発生状況についてでございますが、令和4年1月から12月までの管轄地域内におけます出火件数でございますが、84件で、前年比6件の減となっております。

次に、3、消防通信についてでございますが、災害通報を119番で受信いたしますと、指令システムによりまして、災害地点から近い順に部隊を編成し、出動指令を発するとともに、出動隊には無線により支援情報等を送信しております。令和4年の119番の受信件数につきましては、(2)表の右最下段のとおり、2万5千897件で、1日平均71件となっております。

次に、66ページを御覧ください。4、救急活動についてです。救急出動件数は、新型コロナウイルス感染症拡大当初、一時減少傾向にありましたが、現在は全国的に増加傾向にあり、本市におきましても令和4年の救急出動件数は増加し、1万9千49件と、前年と比較して1千690件の増で、過去最多を更新し、1日当たり52.2件の出動となっております。

続きまして、各種事業の取組について御説明いたします。

初めに、5、救急高度化推進事業についてです。この事業は、救急救命処置の質を保障するために、救急救命士や救急隊員資格者の養成、教育訓練、研修など、救急業務の高度化を図る事業でございます。昨年度は、救急救命士2人と救急隊員資格者12人を養成しております。

次に、6、防火クラブの育成についてでございますが、この事業は、地域の防火・防災意識の高揚を図るため、世代ごとに防火クラブを結成し、育成を行っているところでございます。

次に、67ページ下段を御覧ください。7、高齢者等防火安全推進事業についてです。この事業は、独り暮らしの高齢者等を対象にしまして、火災、急病等の緊急時の連絡体制を確保するための緊急通報システム事業と、高齢者宅を戸別訪問し、防火指導等を行う高齢者防火訪問事業から成っております。

68ページの中段を御覧いただきたいと思っております。オ、緊急通報システム事業の利用世帯数になりますが、市から機器の貸与を受け、利用しております特定利用者が3千900世帯、自費で機器を購入し、利用しております一般利用者が1千613世帯の合計5千513世帯が利用世帯となっております。カの受信状況につきましては、令和4年の受信総件数は754件で、その内訳は、火災の通報が189件、うち60件に消防隊が出動しております。救急の通報も565件あり、全てに対しまして救急隊が出動、うち494件について傷病者を医療機関へ搬送しております。

次に、高齢者防火訪問事業ですが、69ページを御覧いただきたいと思っております。上段のウにありますとおり、令和4年度の戸別訪問世帯数は2千202世帯となっております。

次に、8、消防団についてでございますが、(4)の現況を御覧ください。消防団が運用します消防車両としまして、ポンプ車4台、タンク車4台、小型動力ポンプ付積載車27台の合計35台を配置しております。また、本年4月1日現在の消防団員数は、条例定数750人に対しまして630人となっております。

以上、簡単ではございますが、消防本部に関わります業務の概要説明とさせていただきます。よろしく御願いいたします。

○高田監査事務局長 監査事務局が所管する業務の概要につきまして、御説明申し上げます。

監査事務局は、独立した機関である監査委員の事務を補助する組織であり、監査委員の命を受け

て、地方自治法に規定された定期監査や決算審査等が適切かつ円滑に実施されるよう、事前の調査や、諸調書類との照合や検証、また、それらを踏まえた上で各事業の経営内容の分析等を行うことを主な業務としており、加えまして、市が関わります財政援助団体や出資団体、指定管理者への監査、例月の現金出納検査等を毎年度の監査計画に基づき実施してございます。事務局の職員数でございますが、9名となっております。

続きまして、市政のあらましに記載してある事業につきまして御説明いたします。

行政編の72ページを御覧ください。46、外部監査の実施についてでございますが、これは、監査機能の専門性と独自性を強化し、市民の信頼を高めるため、地方自治法の規定に基づき外部の専門的な知識を有する方と契約し、監査を受けるもので、本年度につきましては、昨年度と同じく公認会計士の前田敬洋氏と包括外部監査契約を締結しているところでございます。なお、本年度の包括外部監査の対象につきましては、資産関連台帳、貸室予約システム、施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行についてとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)第8次旭川市総合計画基本計画見直しについて、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 第8次旭川市総合計画基本計画見直しについて、御報告申し上げます。

第8次旭川市総合計画の期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間であります。基本計画につきましては、原則4年ごとに見直すこととしており、今年度が第2期の見直し時期となります。昨年度から見直しに向けた取組を進めてきており、第8次旭川市総合計画進捗状況報告書と第8次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方の素案を4月7日の総務常任委員会に報告したところでございます。その後、総合計画審議会での意見聴取等を経て、いじめ防止対策における相談窓口をはじめとする体制整備の重要性に係る要素や、除雪体制における高齢者などの除雪弱者への対応の充実に係る要素を見直しの考え方に追加するなどの一部修正を行い、7月13日付でこれらを決定したところでございます。本日、資料としてお配りしております。

今後は、これらに基づき基本計画の改定案の作成を進めていくこととなり、改定案の作成に当たりましては、資料の第8次旭川市総合計画見直しの考え方の1ページの2の見直しの考え方の3つ目になりますが、そちらに記載のとおり、基本計画を構成する都市像の実現に向けての重点テーマ、基本政策ごとの施策等、都市づくりの基本方策を中心に内容の見直しを検討していくこととし、見直しの検討要素といたしましては、3の見直しに係る検討要素の(1)から(4)に記載のとおり、例えば、2ページの(2)にありますように、新型コロナウイルスの感染拡大の影響からの回復、いじめ防止対策、デザイン創造都市、除排雪、ゼロカーボンなど、前回、基本計画を改定した後の社会経済情勢の変化や、国等の動向、本市を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、現状に対する課題認識や対応方針等について、基本計画への反映を検討してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、8月をめどに基本計画の改定案を作成し、それを基に意見提出手続や市民説明会を実施し、総合計画審議会への諮問、答申を経た上で、12月に基本計画の

改定版を完成させる予定でございます。

なお、本日配付した資料につきましては、総務常任委員会終了後、全議員にお配りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画(令和5年度版)の作成について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画(令和5年度版)につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

お手元に配付いたしました資料、1ページ目を御覧いただきたいと思います。多くの公共施設等の老朽化が進む中、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供し、施設更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図るため、本市では、旭川市公共施設等総合管理計画を策定し、各種取組を進めているところでございます。管理計画の4つの基本方針のうち、施設保有量の最適化につきまして、第1期アクションプログラム施設再編計画では、各公共建築物の将来の方向性を示しつつ、具体的な取組内容を整理しておりますが、計画の内容の実現に向けて、地域住民や利用関係団体との協議が必要なものもあり、予算編成作業の中で実施時期等に変更が生じる可能性もあるため、このたび計画に基づく直近の取組状況を整理し、施設再編計画(令和5年度版)を作成したところでございます。

続いて、2ページ目を御覧いただきたいと思います。令和4年度の取組であります。上段のグラフに延べ床面積、施設数の推移を示しておりますが、令和5年4月1日時点では、昨年同時期に比べて、施設数に変更はないものの、施設更新に伴う建設、新規借り上げ等により、延べ床面積は約8千400平米の増というふうになってございます。一方で、基準となります、計画策定当初であります平成31年2月と比較しますと、5施設、約1万7千200平米増加しております。計画の目標達成には、延べ床面積で約11万7千400平米の削減が必要となります。下段の表でございすけれども、令和4年度中における主な延べ床面積の増減をまとめたものでございます。カムイスキーリンクスは、記載面積の修正により291平米の増、千代田小学校は、新校舎屋体等の建設によりまして7千807平米の増、また、子育て世代包括支援センターの新規借り上げによりまして、1千257平米の面積増が生じているところでございます。一方で、新町団地は施設解体によりまして170平米の減、春光台団地、千代ヶ岡団地は住棟の解体等によりまして493平米の減、旧南消防署東出張所は施設解体によりまして289平米の減となっております。

次に、4ページを御覧いただきたいというふうに思います。(2)その他の取組につきましてでございます。令和4年度中におきまして、施設再編計画の個別フォローアップ等といたしまして、将来的に市が保有しない施設のうち、施設の将来像の達成時期のめどが立っていない施設を中心に、個別フォローアップなどの対応を検討、実施してきているところでございます。地域集会施設の活用に関する取組といたしましては、令和4年5月に旭川市社会教育委員会議から受けた公民館の位

置づけの見直しについての答申を踏まえ、教育委員会において公民館の今後の在り方の検討を始めたところでございます。また、廃校施設の利活用促進につきましては、施設再編計画における延べ床面積の削減目標値約10万平米のうち、施設類型上大部分を占めるのは学校とその他でございます。その他には跡利用未定の廃校施設が多く含まれていることから、廃校施設の利活用促進に向けて、庁内関係部局間で連携し、課題整理、仕組みづくりの検討を進めてきたところでございます。

次に4、今後の取組につきましてであります。施設再編計画の個別フォローアップ等といたしましては、将来的に市が保有しない施設のうち、施設の将来像の達成時期のめどが立っていない施設を中心に、行政評価とも連携させながら個別フォローアップなどの対応を継続、強化してまいります。地域集会施設の活用に関する取組につきましては、公民館の今後の在り方について、引き続き検討を進めるとともに、地域集会施設の活用に関する実施計画における各種取組の実施に向けて検討を進めてまいります。また、廃校施設の利活用促進につきましては、庁内の関係部局間で連携しながら、廃校施設の利活用促進に向けた課題整理、仕組みづくりの検討を継続してまいります。

5ページ以降につきましては、施設類型別に個別施設の取組状況を整理したものとなっております。

今後も引き続き、施設再編計画で定めている施設の将来像の達成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今回提出させていただきました資料につきましては、本常任委員会終了後に全議員に配付するものでございます。

以上でございます。

〇えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、(4)「旭川市パートナーシップ制度の考え方(案)」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

〇片岡女性活躍推進部長 「旭川市パートナーシップ制度の考え方(案)」に対する意見提出手続の実施について、御報告申し上げます。

パートナーシップ制度の導入につきましては、6月13日の総務常任委員会で、令和6年1月の導入に向けた準備状況について報告したところであります。今回お示しする旭川市パートナーシップ制度の考え方(案)は、男女共同参画審議会、旭川市パートナーシップ制度有識者会議の委員からの御意見等も反映し、制度の内容や運用、自治体間連携、考え方などを整理しまして、パブリックコメント案というふうにしました。

お手元の資料の旭川市パートナーシップ制度の考え方(案)の1ページ目を御覧ください。この制度は、一方または双方が性的マイノリティーであるお二人が、パートナーシップの関係であることを宣誓し、市が宣誓書を受理したことを証明するという制度になっています。制度の根拠については、既に制度を導入している道内の自治体がいずれも要綱で規定していること、また、制度導入後も社会情勢や利用者の御意見、声を踏まえて適宜修正できるように、本市も要綱で規定したいと考えております。

その効果についてでございます。本制度につきましては、法的効力というのはありませんが、制度導入後は、制限されていた行政や民間のサービスの範囲が広がっていくこととなります。例えば、公立病院での病状の説明や手術の同意、また公営住宅への入居など、行政サービスのほか、生命保険の受取人の指定、また、携帯電話の家族割というサービスも受けられるようになります。また、職員の場合は、職場での福利厚生など、家族と同じサービスを受けることが可能というふうになります。本市でも活用しやすい制度となるように、市内の各部局のほかに、医療機関や民間事業者にも適切な趣旨の理解につながるように制度を周知してまいりたいというふうに考えております。

次に、2ページになります。制度導入後の自治体間の連携についてです。本市では、2つの連携を考えております。

一つは、制度導入済みの自治体との連携です。道内では、現在、札幌市など8市が制度を導入しています。制度を導入している自治体同士が協定を締結することで、制度の利用者が、例えば引っ越しするような場合なんですけれども、宣誓書の受領証の返還ですとか、新たな申請の手続などが簡単になるなど、利用者の負担が軽減します。このようなことから、令和6年1月に本市の運用開始を予定しておりますけれども、その時点から、導入済みの道内自治体と連携できるよう、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つは、上川中部1市8町における連携です。近隣の8町も制度導入を検討しておりますことから、本市と同一内容の要綱を制定し、圏域内の住民は、いずれの自治体でも宣誓の手続ができるなど、連携して運用できるように同時期での導入を目指し、意見提出手続も同時期に実施いたします。この連携で、圏域全体での理解を深め、より利便性の高い制度となるように取組を進めてまいります。なお、上川町につきましては、導入時期は未定というふうに伺っているところでございます。

3ページ以降につきましては、実際に要綱に記載する16の事項について、考え方を併せて記載しております。本市のパートナーシップ制度は、利用しやすい制度となるように、居住条件の緩和ですとか、同一生計の未成年の子の名前を受領証に記載できるようにするなど、利用者の目線で具体的な内容を整理しています。

次に、今後のスケジュールについてです。本案の意見提出手続は、本日7月18日から8月21日までを期間として実施し、本市の市民の皆様から御意見をいただくとともに、審議会や有識者会議、市内への照会などを経て、11月をめどに要綱を策定していきたいというふうに考えております。また、意見提出手続に併せて7月30日に市民説明会を開催し、制度の概要について説明するとともに、実際に制度を利用している当事者の方を講師にお迎えし、性の多様性に関するセミナーを開催する予定であります。

本制度の導入で、当事者の方々が抱えてきた生きづらさや不便さが少しでも解消されるよう、行政として、多様性への理解を深める取組を着実に進め、誰もが生きがいや誇りを持ち、自分らしく活躍できるまちづくりにつなげていきたいというふうに考えております。

なお、本日御配付しております資料につきましては、総務常任委員会終了後に全議員にお配りしたいというふうに考えております。

以上です。

〇えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、報告を受けましたパートナーシップ制度について、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

今回、7ページ物の考え方（案）が示されました。担当部局におかれては、時間もかけて検討されてきたと思いますが、どのような検討の経過でこの考え方が出来上がったのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 パートナーシップ制度の導入につきましては、賛成と反対の両方の要望をいただいていた経緯などもあって、これまで慎重に検討してまいりました。

考え方の検討に当たりましては、当事者や支援者の方と意見交換し、実際に生活する中での苦労や悩み、制度導入に向けて期待することなど様々な御意見をいただいたほか、幅広い団体や公募委員で構成される旭川市男女共同参画審議会、専門家による旭川市パートナーシップ制度有識者会議にもお諮りし、それぞれのお立場からの御意見をいただいたところです。これらを踏まえ、当事者の方々の気持ちに寄り添い、利用する方の目線に立って考え方を作成したところです。

○まじま委員 当事者の皆さんの話を聞いたことも示されましたし、男女共同参画審議会、さらにはパートナーシップ制度有識者会議にも諮ったということが分かりました。

そこで、旭川市の考え方、今回の取組の特徴点は何か、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 特徴的な取組として、先ほど報告申し上げましたが、同様に制度導入の検討を進めていた上川中部圏域の1市8町において同一の制度内容の要綱を策定し、お互いに連携して運用できるように準備を進めているという点でございます。複数の自治体が連携して同制度を取り入れるのは道内初であり、この連携が実現すると、旭川市だけではなく、圏域全体で性の多様性に関する理解が深まることが期待されるほか、住んでいる自治体以外の窓口で手続きができるようになるなど、プライバシーに配慮した対応も可能となります。

○まじま委員 上川中部圏域で同じ内容の要綱を連携して運用する、これが特徴だというふうに今言われたと思います。住んでいる自治体以外の窓口でも手続きができるということも示されました。

そこで伺いたいと思いますが、パートナーシップ宣誓制度導入に向けて、市民の意識についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 繰り返しとなりますが、これまで、当事者や支援者の方々との意見交換、旭川市男女共同参画審議会、有識者会議での御意見を伺ってまいりました。今回は、要綱に盛り込む内容や考え方について、市民参加の一手法でありますパブリックコメントを通じて、広く市民の皆様から意見を伺うこととしております。賛成、反対といった立場から、様々な意見や提案、質問が寄せられることも想定されますので、市民説明会といった機会も活用して、多様性を認め合うことの大切さを丁寧に説明しながら、導入の趣旨を御理解いただけるよう取組を進めてまいります。

○まじま委員 多様性を認め合うことが大切だというふうな認識もされているようなんですけども、そこで伺いたいのですが、今回、なぜ要綱で規定するというふうになったのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 要綱は、地方自治体において、行政運営の指針や行政活動の取扱いの基準を定める規範であり、議会で議決を必要とする条例とは異なり、行政の裁量の範囲内で定めるものと認識しております。パートナーシップ制度は、当事者の声を聞き、行政実務を

踏まえて実現するほうがスピード感と実効性を優先して進められると考え、このたびは要綱での規定としたものです。

○まじま委員 スピード感と実効性を優先したということでありましたけれども、この制度が、上川中部圏域において多くの方に認識をされるような状況となった場合には、今後、条例にすることが必要ではないかと考えますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

また、条例にする場合には、どのような課題があるのか、併せて伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 今回の制度導入は、性的マイノリティーの抱える苦しみに寄り添って、速やかに解消することで、尊厳を守る環境を整えたいと考えており、制度を運用していく中で、当事者や支援者、また、市民の声を聞き、要件やサービス拡大の見直しなど、制度の改善は続けていきたいと考えているところでございます。今後、条例制定を考える場合は、利用者や当事者ではない市民の声も聞き、議会での議論を経て制定していくこととなります。条例制定で国の法令の範囲内で制度の実効性が高まるのか、また、性的マイノリティーだけではなく、社会全体におけるジェンダー意識や多様性受容についても追加するなど、共同参画社会の実現に向けた包括的な考え方を整理する必要があると考えています。

○まじま委員 ジェンダーに対する意識というのは一般の方も大変高まっていると思いますので、その点は、ぜひ把握していただきたいと思います。

パートナーシップ宣誓制度で、行政や民間サービスの範囲が広がるということは、求めている人たちへの期待に応えるものであるというふうに考えますが、性的マイノリティーの人たちが真に求めているものは何でしょうか。その点について、どのように受け止めているのか、見解を伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 制度利用を希望する方々が求めるものの一つとして、何より、性的マイノリティーの尊厳が守られ、安心して暮らせる社会になることだと考えているところです。当事者については、仕事や医療といった様々な日常において不利益を被っていること、また、性の多様性への理解不足により、偏見や差別を受けていることなど、生きづらさを感じている状況にあるものと認識しております。こうした状況を軽減し、解消していくためには、性の多様性や性的マイノリティーに対する理解を深めることが重要であり、行政職員や民間事業者をはじめ、保育・教育機関、また、ジェンダーという言葉にまだなじみが薄い地域住民、さらに、安心して働ける環境を整備する、例えば、施設管理者や人事担当者など、様々な立場の多くの市民がジェンダーについての理解と関心を深めることが、当事者が真に求めているものだと考えております。

○まじま委員 今回のパートナーシップ宣誓制度については、性的マイノリティーの方の地位といいますか、人権の捉え方、施策を行っていく意思という点で、旭川市の考え方を示したものになると思います。あわせて、先ほども業務の紹介がありましたけれども、男女共同参画推進という立場も担われていると思いますが、この点についても前に進めていって、多様性を認めていく必要があると思いますが、この点について見解を伺って質疑を終えたいと思います。

○片岡女性活躍推進部長 本市では、令和3年度に策定しました第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に基づきまして、性別に関わりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種事業を進めているところです。ここ数年は、行政機関だけではなく、民間事業者も取組を進めていることから、日常の様々な場面で多様性を考える機会が増えて

おり、課題も含めて、理解や関心が高まってきているものと受け止めております。

誰もが活躍できる社会の実現には、一人一人の個性や能力が十分に発揮できる環境づくりが重要であり、その第一歩は、お互いを認め合うこと、多様性を尊重し合うことであるというふうに考えているところです。女性活躍推進部では、今回のパートナーシップ制度導入を機会に、性の多様性への理解をはじめ、誰もが暮らしやすく働きやすい社会となるように、さらに性の多様性の議論を深めていけるように努めてまいります。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(5)旭川市立大学の新学部設置について、この件につきまして、植木、まじま、上野各委員から発言の申出を受けております。

発言順につきましては、大会派順で行うことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、御発言願います。

○植木委員 それでは、さきの第2回定例会の中で、旭川大学の新学部の基本設計に関する補正予算が提出され、議決されたところでありますけれども、その手続ですとかというところについてお伺いして、進めていきたいと思っております。補正予算等審査特別委員会の質疑の中で、今後は、こちらのほう、議会に報告をして、議会の理解を得ていく旨の答弁があったということで進めてまいります。

新学部の内容につきましては、旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会からの異議申立てが、市長と議会に提出されました。補正予算の審議中だったということもございまして、市と市議会への要望ということになったわけですが、新学部の設置については、第一義的には、大学の主体性を尊重しなければならないということを前提として、お伺いしてまいります。

大学の主体性の確保、大学の自治についてですけれども、新学部設置など重要案件の決定権というのは、当然、こういった組織は、理事会にあると思っておりますが、まずこの点、そういった理解で間違いがないのか、見解をお伺いいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 公立大学法人旭川市立大学につきましては、法人の重要事項を議決する機関として理事会を置いております。

新学部設置基本計画としては、基本的な方向性を整理し、大学運営会議において決定してきているものでありますが、文部科学省への認可申請に向けては、基本計画で整理している学びの方向性、人材育成像といった基本的な方向は維持しつつも、実際の認可申請前までには調整が生じるものと認識しております。学部の設置に関する審議について、どの段階で理事会に諮るべきなのかということは、その内容によって判断が難しい部分もあり、状況に応じて理事会に報告をしながら進めていくことは必要と考えられ、一定の段階になった際、例えば、文部科学省への認可申請を行う段階や、正式に認可を受けた段階では、理事会の審議を経ることになるものと考えていると伺っているところでございます。

○植木委員 今、理事者の方から、法人の重要事項というものを議決する機関として理事会を置いているとの答弁がございました。おっしゃるとおり、大学の自治というのは、理事会の主体的な議決によって方向づけられなければなりません。加えて、こういった一般常識が反映されにくい面もありますので、学内からだけの人選ではなく、外部理事の選任ということも義務づけられているところでございます。

それでは、さきの第2回定例会の中で議案として出されました補正予算案のベースとなりました旭川市立大学新学部設置基本計画、こちらは、いつ、どのように、理事会の承認を得たのか、お伺いしたいと思います。理事会の定款などにおきまして、議事録にしっかりと記録をして保管することになっております。どのような議論が行われ、どのように決定されたのかについてもお伺いいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部の設置については、本市が制定しております中期目標によって大学に対して検討することを指示しており、大学としては、中期目標を踏まえた中期計画において、新学部の検討を進めることについて決定をしており、そのことについては、理事会において承認されているものでございます。本市からの財政負担を受けながら運営する法人としては、設計に関わる費用など、関連予算に関わる財源がない中で理事会において意思決定を行うことは難しいと考え、学内に設置している大学運営会議に示しながら理解を得るとともに、学外の理事や経営審議会委員への説明を行っており、また、新学部設置に関わる関連予算について、本市において補正予算が承認されたことに関わっては、理事会が開催されると伺っているところであります。

○植木委員 ただいま理事者の方から、理事会に諮られていないと説明がございました。

議会に示された新学部の基本計画、こちらは理事会の議決を経ていない計画、すなわち案であるということが分かったところでございます。加えて、理事会に諮らなかつただけではなくて、理事会で報告もされていなかったという事実が判明しました。理事会は4月1日に開催され、そのとき理事に渡された書類の中には新学部の内容が分かるものはなく、議題や報告事項の中にも入っておらず、それ以降、理事会は開かれていないと伺っております。議決どころか報告もしていないということはどういうことなのか、大学内のガバナンスが大変心配なところでございます。

では、委員会の質疑の中で、基本計画に関わる作業を進めていくということに並行いたしまして、カリキュラムなどについて整理していく中で、それらを名称などに反映していくことも可能という答弁がございました。さきに提出された計画は、理事会の議決前の案である以上、今後、市や議会、市民の意見を聞いて、変更する余地は十分にあると思います。そういう認識でお間違いがないか、お伺いいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 基本計画につきましては、大学の自主性を尊重する一方、市議会や市民などの御意見を踏まえ、さらに検討していくことも考えられ、今後、カリキュラムなどについて整理していく中で、名称などに反映していくことも可能と考えているところでございます。

○植木委員 ただいまの答弁で、市議会や市民などの意見を踏まえて、さらに検討していくことも考えられるとお答えをお聞きして、安心したところでございます。

先ほどの答弁で、状況に応じて理事会に報告をしながら進めていくことは必要と考えられ、一定の段階になった際、例えば、文部科学省への認可申請を行う段階や、正式に認可を受けた段階では、理事会の審議を経ることになるものと考えていると伺っているとのことでございましたけれ

ども、内容が全て決まって、変更の余地がなくなってしまうってから、文科省への認可申請を行う段階や正式に認可を受けた段階で理事会で審議するという事になったのでは、大変遅過ぎるということになります。理事会の理事及び大学運営責任者の業務執行の監督という項、一般的なガバナンスコードでは、理事会は、理事及び大学の運営責任者（学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かしますと明記されているところでございます。これは、大学の業務、すなわち、これから開設する新学部の内容を検討、評価し、その結果を業務改善、すなわち新学部の内容に反映させなければならないということではないでしょうか。変更の余地がなくなってしまうからの後追いの議決では、理事会の役目を十分に果たせないということを指摘しておきます。

それでは、新学部の内容を固定化する前に理事会を開くべきとの立場から、理事会における議決の際に大いに参考にさせていただくためにも、次の理事会が開かれる前に、必ず市民への説明と意見聴取、こちらをしっかりと行う必要があると考えますが、お伺いいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 さきの議会におきましては、基本設計に関わる作業を進めていくことに並行して、カリキュラムなどについて整理していく中で、それらを名称などに反映していくことも可能と考えており、補正予算に加え、こうした取組も含めて準備を進めることで、現時点では令和8年設置を目指せるよう努めてまいりたいと考えておりますと御答弁させていただいております。本市といたしましては、理事会の開催など、設計作業を進めるための意思決定を図ることと並行して、新学部の学びの内容など、大学の思いが一人でも多くの方に理解されることが重要であると考えているところでございます。

○植木委員 新学部の学びの内容など、大学の思いが一人でも多くの方に理解されることが一番重要なことであると考えておりますとのことですけれども、もちろん、大学の思いが多くの人に理解されることが重要ですが、思いを理解した上で、ものづくり大学市民の会の方々は、異議を唱えているところではないかと思えます。聞くところによりますと、先日、ものづくり大学市民の会が大学に出向いて、大学から説明を受けたい、意見交換をしたいと申入れをしたところ、時期尚早と大学側から断られた、また、ものづくり大学市民の会の方が13日に開催したシンポジウムにおいて、大学側にも参加して、大学の思いをその場で市民に説明していただきたいとお願いをしたところ、こちらも時期尚早ということで断られてしまったと伺っているところでございます。市民の会の方は、大学から説明を受けたい、大学の思いを市民に知ってもらいたいと努力しているにもかかわらず、大学のほうが応じていないという状況が今起きております。市から大学側に、早急に市民への説明と意見聴取を十分することと、それから、理事会での議論に当たっては、単に多数決で決めるのではなく、議会や市民の意見を尊重し、じっくり議論をしていただけるよう、何としても要望していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○熊谷総合政策部長 公立大学法人に対する要望についてでございますが、地方独立行政法人法第69条において、設立団体は、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない旨、規定されているところであり、大学の自主性、主体性は尊重すべき、そういった認識は持っております。一方、新学部の設置に関しましては、公立大学法人からは、様々な意見を踏まえながら検討を進めていく、そういったことを伺っているところでありますし、公立大学法人の設置者である本市といたしましても、本日の質疑も含めて、こうした議会での御議論等につ

いては公立大学法人にしっかりとお伝えしてまいります。

○植木委員 質問は以上なんですけれども、最後に、私も、先日の大学側からの議員への説明会で質問もさせていただいたところなんですけど、大学側からは、デザインと入れることによって誤解を招く、デザインは手段や過程であって、目的ではないというような趣旨の答弁がございましたが、このデザインの議論というのは、そういった表層的なことを言っているわけではなく、やはりデザインというのは、あらゆる物事に関わる大事な姿勢、スタンスであって、最初から最後まで一貫した普遍的なものの考え方、言ってみれば、魂であると思っています。ユネスコデザイン都市という冠をかぶって歩み始めた旭川市の市立大学で、デザイン思考を取り入れた学部で人材を育てていくということですから、デザインという普遍的なキーワード、文言は排除しないでいただきたいと思っています。とは言いましても、地方独立行政法人法第69条においては、設立団体は、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならないとございまして、こちらについてはもうそのとおりでございます。憲法第23条に、学問の自由は、これを保障すると明記されており、設立団体である旭川市が、上から命令したり、干渉したりすることができるものでもございません。そのため、私は、設立団体の旭川市から大学に、市民への説明と意見交換をお願いすべき、要望すべきではないかと質問させていただきました。

あと、そんな中、今朝のあさひかわ新聞には、先週のシンポジウムに参加した大学の民間の理事の方から、デザインの名が入らないのは疑問、納得できる名がつくようにしっかりとした議論をとコメントが載っておりまして、こういった外部の民間の理事の方でも疑問がつく内容でもあるところなんです。市民から選ばれました市長、こういうときにこそ、市民の側に立って取り組んでいただきたいと意見を述べまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

○えびな委員長 続きまして、まじま委員。

○まじま委員 関連して、1問だけなんですけど、発言させていただきたいと思います。

公立大学の新学部について、この間、質疑をさせていただいた経過もあります。その後、7月6日の大学からの説明会にも出席をさせていただきました。名称のデザインという言葉に対しての大学法人側からの発言もお聞きしたところであります。今の質疑の中でも、市は、大学の思いが一人でも多くの方に理解されることが重要という答弁もあったと思います。やっぱり理解されるためには、丁寧な説明が必要だと私も思います。

学部の名称からデザインという言葉を抜いたことについては、7月6日の説明会で、大学側からの説明が行われましたが、エビデンスのある回答ではなかったというふうに私は認識をしております。そうであれば、この後も議論が深まらないのではないかとというふうに懸念をしますが、その点について見解を伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 デザインの名称に係るエビデンスについてでございますが、まず、学部設置の認可に関わってでございますが、審査に直接関わる問合せには応じてもらえないものでありまして、学部名等にデザインがあることで審査にどれだけの影響を及ぼすかについては、お示しすることも困難ではないかと大学からは伺っております。また一方、学生の確保の面などから、大学では今後、関係団体などから幅広く意見を聞くことや、直接、学生を送り出す側の高校の進路指導教員の方からもお話を聞くことも検討する、そういったことを伺っております。このような取組を行い、新学部の学びの内容などが一人でも多くの方に理解されるよう、また、市議会や市民からの御意見

も踏まえながら検討が進むよう、本市としても対応してまいります。

○えびな委員長 続きまして、上野委員。

○上野委員 それでは、私のほうからも旭川市立大学新学部設置に関わって質疑をいたします。

先にお二人の質疑も行われましたので、重なる部分はありますが、確認も含めて、御了承いただきたいと思います。

私たち党派は、さきの第2回定例会において、旭川市立大学新学部設置基本計画に基づく補正予算については反対の意見を述べさせていただきました。その趣旨は、新学部の名称と新コースの設置に対し、これまでの経過と異なる基本計画であり、市民の意見を十分に考慮した考えに至っていないという判断からでございました。市民と議会に対して、より真摯な説明を求めたものであったと思っております。

その後、大学側とものづくり大学市民の会代表の間で話し合いも行われ、7月6日には議会に対する説明会が開催されました。7月6日の議会に対する説明会では、前段に、酒井議会事務局長より、本日の会議は法令等に基づかない任意の会議という位置づけでありますので、非公開とする旨のお話がありました。その内容は、市民にもマスコミにも、結局は届かなかったということになっております。今回、私がこの内容を取り上げることについては、事前に学長の許可をいただいているということで、ちょっと引用させてもらって質問させてもらいたいと思います。大学の説明の中で、これまで聞いていなかったことや疑問点もありましたので、この常任委員会で質疑することで会議録に残すことも必要と思ひ、改めて質疑をさせていただきたいと思ひます。

私は、2つの点、先ほど植木委員からもありましたけども、この新学部設置基本計画の作成の経過と議会への報告に至るまでの経過についてが1点目でございます。2点目につきましては、基本計画の内容に関わることで、大学と市民の会の考え方の食い違いを今後どのようにまとめていくのかという点でございます。

まず1点目ですが、先ほどの話の中にも出てきておりましたけれども、7月6日の議会に対する説明会の中で、ある議員が、どういった意思決定で、どういった理事会が行われ、この決定がなされたのかという質問をされていまして、高瀬理事長は、大学運営会議において行ったと。その後、各理事や経営審議会の外部委員へ口頭説明を行ったというふうにお答えしていると思ひます。先ほど来、確認もされておりますが、この基本計画については理事会の決定を経ていないということで理解してよいのか、お示しいただきたいと思ひます。

○鈴木総合政策部公立大学課長 7月6日の法人理事長の発言を踏まえすと、基本計画につきましては、学内に設置している大学運営会議において決定されているものではございますが、学外の理事や経営審議会委員への説明も行っているものの、理事会の決定については経ていないものであると伺っているところでございます。

○上野委員 今の答弁にもございまして、理事会の決定は経ていないというふうに理解をさせていただきます。

それでは、先ほども説明があったんですけども、この作成された新学部設置基本計画は、どのような意思決定をされてきたのか、また、そこに理事会がどのように関わってきたのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部設置基本計画は、基本的な方向性を整理し、大学運営会議

において決定してきているものであります。文部科学省への認可申請に向けては、基本計画で整理している学びの方向性、人材育成像といった基本的な方向は維持しつつも、実際の認可申請前までには調整が生じるものであると認識しているところでございます。学部の設置に関わる審議について、どの段階で理事会に諮るべきなのかということについては、その内容などによって判断が難しい部分もあり、状況に応じて理事会に報告をしながら進めていくことが必要と考えられ、一定の段階になった際、例えば、文部科学省への認可申請を行う段階や、正式に認可を受けた段階では、理事会の審議を経ることになるものと考えていると伺っているところでございます。

○上野委員 大変申し訳ありません、同じような答弁を2回もしていただきまして。

大学運営会議において決定された基本計画という答弁でございましたけれども、ここで、理事会及び大学運営会議の位置づけについて、お示しいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 理事会につきましては、公立大学法人旭川市立大学定款に基づき、法人の重要事項を議決する機関として設置されており、構成員は、理事長、学長をはじめ、学内理事のほか、外部理事でございます。大学運営会議につきましては、公立大学法人旭川市立大学組織規則に設置が定められており、法人経営、大学運営等の重要事項を検討、協議するとともに、大学、短大の教授会及び大学院研究科委員会審議事項等の調整等を行うため、法人に置かれているもので、学外理事を除く理事会の構成員と各学部長等で構成されているところでございます。

○上野委員 事前に私もこういう校内の組織図をいただいて、見ておりますけれども、理事会の下部に組織されている大学運営会議だというふうに私も理解しております。

今、中身を聞きますと、大学運営会議というのは、法人経営や大学運営等の重要事項を検討、協議するとともに、大学内の調整を行うことを設置目的としているという答弁がありまして、これは、決定権はないということだと思いますが、何度か、大学運営会議で決定したという言葉が出てきているんですけれども、この新学部設置基本計画というのは、そうなると、決定されていないというふうにも判断できるのかなというふうに思うんですけれども、これは、案、それから素案という形で押さえてよいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部設置基本計画は、基本的な方向を整理し、大学運営会議において決定しているものであり、文部科学省への認可申請に向けては、基本計画で整理している学びの方向性、人材育成像といった基本的な方向は維持しつつも、実際の認可申請前まで、調整は生じるものであると認識しているところでございます。

○上野委員 なかなか、今の答弁で納得するものではないし、この間の議会への説明会の中でも、腑に落ちないっていう議員さんがいたように聞いております。

それでは、そのような基本計画の決定で補正予算を組んだことについて、問題はないのか、これについての見解をお示しいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部の設置につきましては、本市が制定しております中期目標によって大学に対して検討することを指示しており、大学としては、中期目標を踏まえた中期計画において、新学部の検討を進めることについて決定をしており、そのことにつきましては、理事会において承認されているものでございます。基本計画につきましては、大学運営会議において決定されており、本市からの財政支援を受けながら運営する法人といたしましては、基本計画に記載されている設計に関わる費用など、関連予算に係る財源がない中で、理事会において設計を進めると

いった意思決定を行うことが難しいと考えられ、学外の理事や経営審議会委員への説明も行った上で、本市への説明も行われたものでございます。本市としても、令和2年10月に市議会に報告した、旭川大学をベースとした公立大学の設置に係る附帯決議を踏まえた整理についてで述べた、地域や社会を牽引できる人材の養成や、新たな発想や考え方でよりよい社会や暮らしを創出、そのためのデザイン思考を根底に置いた学びといった新学部の考え方は、基本計画に反映されているものと認識し、本年第2回定例会において補正予算を提案させていただいたものでございます。

○上野委員 要するに、理事会に諮らなかつたことについては問題がないという判断、先ほど来、同じ答弁なんですよ。本当にそれでいいのかということもありますけれども、私は、口頭で承認を得たという話もありますし、やはり、正式に理事会を開催して、やっぱりそこに諮って、その中で審議を経た上で議会に上げるべきじゃなかつたかなというふうに思っているんですけども、その見解についてお示しをいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部の設置につきましては、本市が制定しております中期目標によって大学に対して検討することを指示しているものであり、大学としては、中期目標を踏まえた中期計画において新学部の検討を進めることについて、理事会によって決定、承認されているものでございます。なお、先ほども答弁させていただいたところでございますが、学部の設置に関する審議について、どの段階で理事会に諮るべきものなのかということについては、その内容によって判断が難しい部分もあると聞いているところでございます。本市からの財政負担を受けながら運営する法人としては、設計に関わる費用など、関連予算に関わる財源がない中で、理事会において意思決定を行うことは難しいと考え、学内に設置している大学運営会議に示しながら理解を得るとともに、学外の理事や経営審議会委員への説明も行っているところでございまして、また、法人には、状況に応じて理事会へ報告をしながら進めていくことが必要であるとの考えがあり、新学部設置に関わる関連予算について、本市において補正予算が承認されたことに関わっては、理事会が開催されると伺っているところでございます。

○上野委員 同じ答弁をいただいていますけども、何ていうんですかね、分からないでもない、100歩譲って分かったことにしても、それは、私がこだわりが強いのかも分かんないですけども、理事会をやっぱり開催すべきだと私は思うんですよ。開催した上で、そこでやっぱり、口頭での説明じゃなくて、きちっと資料を見せた上で説明をした上で、たとえ決定しなくても、その段階の進み具合を議会でやっぱり説明すべきじゃないかと思うんですよ。やっぱりその辺りが、ちょっと今回足りなかつたのかなと思っております。

それで、ちょっと厳しい言い方をしますが、正式な理事会の議決を経ずに作成された基本計画に基づいたこの補正予算については、一旦取下げをして、議会の議論を踏まえて見直して、新たな新学部基本計画を改めて提案すべきではないかというふうに思うんですけども、これについての見解をお示しいただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 繰り返しになり、誠に申し訳ございませんが、新学部の設置につきましては、本市が制定しております中期目標によって大学に対して検討することを指示しており、大学としては、中期目標を踏まえた中期計画において新学部の検討を進めることについて決定をしており、そのことについては、理事会において承認されているものでございます。基本計画につきましては、大学運営会議での法人としての決定や、学外関係者への説明などを経て、本市に対しても説明があ

り、第2回定例会で提案したところでございます。新学部につきましては、令和8年4月の設置に向けて、期待している多くの市内外の生徒や保護者、そして市民もおりますので、新学部の学びの内容など、大学の思いが一人でも多くの方に理解されるよう取り組みつつ、市議会や市民からの御意見も踏まえながら検討が進むよう、本市といたしましても、公立大学法人において設置準備ができるよう協力していきたいと考えているところでございます。

○上野委員 それでは、ここでちょっと指摘もさせていただきながら、この件は終わりますけども、今回の旭川市立大学新学部設置基本計画の作成と、それから総務常任委員会における説明については、先ほども申し上げたように、どちらもやっぱり丁寧に欠けるんじゃないかなと、私、個人は感じております。2千800万円の補正予算、これほどの大きなお金を組むんですから、やっぱり大学運営会議で骨子を作ったとしても、先ほど申し述べたように、やはり理事会を開催して審議を尽くし、そして、丁寧に議会上げ、そして、その経過について、やはり、総務常任委員会の中で、このような形でこの基本計画が出来上がったというところを説明すべきであったと私は指摘をさせていただきたいと思います。

視点を改めて次の質問に行きますが、今後の大学とものづくり大学市民の会との話し合いについてでありますけれども、これまでの答弁や議会への説明の中でも触れられておりますが、新学部の名称の変更や、カリキュラムの変更の可能性について、先ほど来言われておりますが、可能性は残されているのかということで、御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部の学びの内容や人材育成像といった基本的な方向性は維持しつつも、基本設計に関わる作業を進めていくことに並行して、今後、カリキュラム内容を引き続き検討していく中で、学びの内容や目指すべき人材育成像を端的に表す名称として整理していくことも選択肢の一つと考えているところでございます。

○上野委員 次に、先ほども確認済みのことをもう一度言いますが、本計画決定までの理事会開催のスケジュール、これについて確認をさせていただきます。また、次の理事会の決定の前に、十分に市民への説明、話し合いというものは行われるのかどうなのかについても再度確認をさせていただきます。

○鈴木総合政策部公立大学課長 大学法人からは、令和8年4月の新学部の開設を目指しており、そこに合わせた文部科学省への新学部設置認可申請の期限が令和7年3月までとなっており、そこに係るアンケート調査の実施を令和6年の夏頃には実施したいと考えていることから、その頃までには計画の内容がほぼ固まっている必要があると伺っているところでございます。また、大学法人からは、新学部設置に関わる関連予算について、本市において補正予算が承認されたことを踏まえまして、今月中にも理事会が開催されると伺っているところであります。本市としましては、令和8年度の新学部設置を目指せるよう努めてまいりたいと考えておりますので、理事会の開催など、設計作業を進めるための意思決定を図ることと並行して、新学部の学びの内容など、大学の思いが一人でも多くの方に理解されることが重要であるというふうに考えているところでございます。

○上野委員 まだまだ時間的な余裕があるし、変更の可能性もたくさんあるということで受け止めさせていただきました。その中で、今後、理事会開催の際には、外部理事もおりますので、少数意見、こういったものにも耳を傾けていただいて、取り上げてほしいと望んでおりますけれども、それについての見解をお示してください。

○熊谷総合政策部長 新学部の設置に関わっては、これまでの議会議論や、市民の会からの要望な

どを踏まえ、様々な御意見があると認識しております。公立大学法人からは、こうした様々な意見を踏まえながら新学部の設置検討を進めていくと伺っているところであり、理事会においても、議会で議論も含めた説明がなされるものと認識しておりますので、新学部の学びの内容など、大学の思いが一人でも多くの方に理解されるよう、少しでも議論が尽くされることを目指して努めるよう法人に伝えてまいります。

○上野委員 最後に、私の思いを含めた指摘をちょっとさせていただきますが、大学の組織に関わることなので伝えていただければなというふうに思うんですけども、この質疑のために、大学内の組織について知ることができました。その中で、大学運営会議と理事会の構成メンバーについてですが、大学運営会議の構成メンバーの中に理事会のメンバー3名が含まれているということも聞きました。理事会の外部理事は2名だけと。その2名については、もう既にホームページでも公表されていますから、金融関係の方と、もう一人は税理士さんということで伺っております。

今回の件でこれから懸念されることは、大学運営会議にはそもそも決定権がないのですが、今回、外部理事への口頭での承諾で事が決まってきたわけです。そういったことがこれからも続けば、理事会が形骸化するのではないかっていう、ちょっと懸念することがございます。今後も理事会を開かないで今回のようなやり方で進められるとしたら、大学の内部のメンバーで構成された大学運営会議が実質の決定権を持つということになりかねないと思っております。

また、私は、大学の理事会の構成にも問題意識を持っておりまして、外部理事の中に教育関係に詳しい理事がない。特に、新学部や学科の名称、さらには教育内容については、教育関係に詳しい外部理事が必要であり、追加することを御指摘させていただきたいと思っております。また、今回のようなデザインに関わる審議がなされる場合、デザインに詳しい有識者をアドバイザーとして理事会や大学運営会議に招くなど、組織の改革を早急に進めるべきだと併せて御指摘させていただきます。

私の経験上、学校というところは、ある意味、非常に閉鎖的なところがあると思っております。私立の大学から市立の大学に変わったのですから、やっぱりもっと外部の人の考えを取り入れて、旭川市立大学が旭川市民の大学として、外に開かれた大学となることを願い、私の質疑を終わらせていただきます。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

○塩尻委員 すいません、ちょっとだけ確認をさせていただきたい点、何点かだけありましたので、お聞きしたいんですけども、文科省とのやり取りのところですね。その辺り、これまでも、デザインという言葉で認可が下りづらい可能性があるとか、そういったお話をお聞きしておりますけども、この認可は、一般的にはどのような流れになるのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部の設置につきまして、令和8年4月の開学を目指すということを前提としますと、文部科学省への認可申請は令和7年3月末までとなり、そのためには、教員の確保を終えること、確保した教員が担当する予定のカリキュラムを整えるほか、令和6年夏頃に実施を予定している高校2年生や企業へのニーズ調査とその結果の整理など、認可申請に必要な事項が多岐にわたりますので、それらの申請書類を全て整えていくことになるものと法人より伺っているところがございます。また、この作業と並行して、校舎整備も進めていくことになるものと認識しているところがございます。

○塩尻委員 ちょっと私のほうで、文科省の公立大学係に問合せした話をお聞きしております。そ

の中で大事な点、判断基準、審査の基準、そのまず1つ目が地域のニーズ、2つ目が、ふさわしい教授陣がそろっているかどうか、あと、学生が集まるかどうかの3点ということでお聞きしております。新学部の認可に当たって文科省が重要と考えていること、これについてはこの3点ということで、市の認識としてはどのように考えられているのか、お聞きいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 文部科学省における設置審査に当たっては、申請に当たって求められる資料として、学生が十分に確保できるのか、社会がその人材を広く求めているのかといったニーズ調査を行う必要がございます。また、設置審査においては、人材育成像と学びの内容がニーズ調査の結果と整合しているか、カリキュラムの内容は適切か、教員の実績は十分か、設備の内容は妥当なものかなど、様々な視点から審査を受けることになるかと大学より伺っているところでございます。

○塩尻委員 先日の大学側との意見交換といえますか、説明会もありましたけども、その中の質疑応答で、先ほどもありましたけども、エビデンスの有無、そういった話も出てきました。その中で、今、お話しした3点の項目ですね、これについて、市、もしくは大学側から、どのように、いつ、新学部の内容について文科省と相談されたのかどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 本市としての文部科学省とのやり取りにつきまして、公立化の準備段階では、公立大学を担当する文部科学省の部署とは、公立化に関わる経過や新学部の設置に関する情報交換を行ってきたことはございます。学部の認可を担当する文部科学省の部署は別にございますが、文部科学省が作成している大学の設置等に係る提出書類の作成の手引においては、大学設置基準や法令等の解釈についての問合せには応じてもらえるものの、この学部の内容であれば認可が下りやすいかなど、専門的見地に基づく判断に関わる問合せには応じてもらえない旨の記載がされておりますので、こうした点から、新学部の認可申請に関する直接のやり取りは行っていないところでございます。

○塩尻委員 応じてもらえないということでもありますけども、この点については、相談することが禁止されているということでもいいのかどうか、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 繰り返しになりますが、禁止されているとの記載はございませんで、文部科学省が作成している大学の設置等に係る提出書類の作成の手引という本がございまして、こちらによりますと、大学設置基準や法令等の解釈についての問合せには応じてもらえるが、専門的見地に基づく判断に関わる問合せについては応じてもらえない旨の記載もございますので、こうした点から、新学部の認可申請に関する直接のやり取りは行っていないというところでございます。

○塩尻委員 相談には応じられないということで、デザインという言葉が消えたということは、文科省の意向ではないなというところではあります。

改めてお聞きするんですけれども、デザインという文言が入ると認可が通りづらい可能性がある、あるいは誤解を招くということでありましたけども、市としてそういった判断に至った根拠とございますか、そういったものや、あと、大学側もそうやって判断した理由について、どのように聞いているのか、お伺いいたします。

○鈴木総合政策部公立大学課長 先ほどより御答弁申し上げているところでございますが、今回お示ししております基本計画につきましては、大学の自主性を尊重する一方、市議会や市民などの御意見を踏まえ、さらに検討していくことも考えられ、今後、カリキュラムなどについて整理してい

く中で、名称などに反映していくことも可能と考えているところでございます。

7月6日実施の法人から議会への説明会におきましては、学長から、認可申請後の設置審査に関わっては、学部設置は最終的には文科省の設置審の認可が必要で、審査では、学部名、学科名が人材育成像を的確に表しているか、読み取ることができるかが大事になるといった話があったところでございます。学部等の名称にデザインをつけることと認可の可能性は、あくまでも新学部における人材育成像と学びの内容を踏まえた上での結果でしかなく、学長からは、学長が考えるデザインと、高校生が考えるデザインの受け取り方が果たして同じなのかどうかといった話もございましたので、この点を考慮した上での発言であったものと受け止めているところでございます。

○塩尻委員 いろいろと文科省とのやり取りについては状況は分かりました。私のほうでお聞きしている中では、東海大学の旭川校で建築学科の学生さんが激減したことで、閉校にも至ったというふうに、元東海大学の関係者の方がおっしゃっているというふうにもお聞きしておりますし、あと、デザイン系の応募は減っていなかったと。また、ほかの大学ですけれども、札幌の市立大学とかだと、看護学部よりデザイン学部のほうが倍率が高かったりと、いろいろお話は聞いております。大学の運営の方針とか、それ次第でいろいろ変わってくるんだと思いますし、昨日、東海大学の事務職をされている友人と電話で話しまして、建築学科の学生が減ったといいますか、建築学科の中には野球をされている方が結構多いみたいなんですね。そういった運動部活動といいますか、運動活動に関する話というのはこれまで聞いたことがなかったので、そういった変化を生じる状況というものもあるのかなというふうに思いました。ただ、そういった閉校に至った経緯とかをもっと調査しながら、状況を確認して、次に続けていかなければいけないのかなというふうに思います。

やはり、ずっとここ最近、エビデンスという話も出ておりますけれども、デザインという言葉が抜けたエビデンスがない、ただ、デザインがあることで必ず増えるというエビデンスもないと。どちらに転ぶかっていうのはやってみないと分からないところは、どんなことでもそうだと思うんです。ただ、皆さんにとって大事なところは、説明をしながら、説得をしながら、こういう理由でこちらのほうがいいんです、こういう結論に至ったんですっていう丁寧な説明がやはり少なかったのかなというふうに思います。ただ、今回理事会を経ていないこと、まだ決定したものではなくて案であることだったりとか、そういったことがはっきりと分かっておりますので、今後、やはり旭川市立大学がこれから経営に当たってしっかり進んでいけるかどうかというところでありますし、そもそも、これまでずっと一緒に議論してきた市民の会の方々と、今こういう状況になっているのは何でなんだろうなというのが率直な気持ちです。これまで、いろんな事業、大規模な事業ほど、そういう地域の方と関わる事業ほど、ちょこちょこ旭川市は何か団体と最終的にはもめているなっていうのが個人的な考えでして、ぜひ、そういった方々と協議しながら、どこかで必ず落としどころといいますか、双方納得いく方向で進めなければいけませんし、ただ、時間も限られているところでもありますので、その点を踏まえてしっかりと取り組んでいただければなというふうに申し述べさせていただきます。質疑を終えたいと思います。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、次に、2、その他の(1)総務常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付しております委員派遣承認要求書（案）のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 そのように扱わせていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時54分